

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から63年6月まで

昭和60年4月にA市に転入した際、同市の職員から国民年金の加入を勧められ、20歳からの国民年金保険料を遡って納付した方が良いとの話があり、申立期間のうち、58年11月から60年3月までの保険料を、同年4月頃にB信用金庫C支店で一括納付した。

また、申立期間のうち、60年4月から63年6月までの保険料は、B信用金庫C支店で毎月納付したにもかかわらず、申立期間が未納にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の近接者の加入時期から、申立人は、昭和60年8月頃、A市において国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の20歳到達日である58年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、加入手続時点において、申立期間のうち、58年11月から60年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である上、同年4月から63年6月までの保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、昭和58年11月から60年3月までの保険料の納付について、「加入手続時に、A市の担当者から、『後で社会保険事務所（当時）から納付書が送られてくる。』と言われ、しばらくして届いた納付書で一括納付した。金額については具体的には覚えていないが、学生の時、アルバイトしていたので結構な蓄えがあり、また、当時は既に法律事務所で働いており、夜は学習塾でアルバイトもしていたので、安定した収入があったことから、一括して払うことが全然負担ではない金額だったと記憶している。」として

おり、その主張に不自然さは認められない。

さらに、申立人は、「勤めていた法律事務所の仕事でB信用金庫C支店に週1回出かけていた。そこには自分の預金口座もあったので、保険料もそこで納付していた。」と、申立期間の保険料納付場所について具体的に供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月まで

私が結婚した後、義母が加入手続を行ってくれ、国民年金保険料も義母が市の集金人に、家族全員の分と一緒に毎月納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及び義兄弟夫婦 6 人の国民年金保険料は、オンライン記録により納付日が確認できる昭和 60 年 4 月分以降、毎月同一日に納付されており、家族全員の保険料がまとめて納付されていた状況がうかがわれるところ、申立人の義姉妹 3 人は、いずれも結婚とほぼ同時期に国民年金に加入し、保険料の納付を始めていることが確認できることから、申立人についても義姉妹と同様に、結婚（61 年 11 月）と同時に国民年金に加入し、61 年 11 月分から保険料の納付が開始されたと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者の加入状況及び A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、結婚した昭和 61 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳及び同被保険者名簿により、20 歳になった 58 年*月*日（後に、56 年 4 月から 58 年 11 月までについて、B 共済組合の組合員期間であることが判明したため、資格取得日を 58 年 12 月 31 日に訂正。）に遡って被保険者資格を取得したことが確認できることから、加入手続時点において、申立期間のうち、58 年 12 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、元同僚が所持する給与明細書によると、申立期間と同期間の給与から厚生年金保険料が控除されており、自分の給与からも同じく厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間において、申立人と同様に当該事業所における継続勤務が認められる元同僚から提出された給与明細書によると、当該元同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年3月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていない。

しかし、商業登記簿により、当該事業所は、申立期間において法人であることが確認できるとともに、元同僚は、「A社は、B社と実態が同一の後継会社であり、申立期間も継続して勤務していた。」と証言しているところ、事業所別被保険者名簿により、申立人と同様にB社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和38年1月1日に被保険者資格を喪失した後、A社が適用事業所となった同年3月1日に被保険者資格を取得している者が申立人を含め11名確認できることから、当該事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 12 日

平成 16 年 8 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及びA社が保管する支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年11月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が11万円と記録されているが、実際の給与は20万円ほどであり、厚生年金保険料も20万円の標準報酬月額に見合う額が控除されていたはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年12月31日）の後の5年12月21日付けで、4年4月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時の元同僚1人についても申立人と同様に、申立期間に係る標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、平成5年12月21日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、免除又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで

当時、経済的な理由で国民年金保険料が納付できず、市役所の方から免除申請を勧められ、そのつど手続を行ってきた。

申請免除期間を何年もかかって納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市の職員から、『免除のままだと年金は3分の1しかもらえない。』と追納を勧められ、免除期間は全て納付した。」と主張しているが、追納を行った時期及び納付金額の記憶が曖昧な上、追納は免除期間の古い順に納付するとされているところ、オンライン記録によると、平成3年9月24日に昭和57年4月から58年3月までの免除期間について追納申出を行っていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、56年1月から同年8月までの期間は時効により追納できない。

また、申立人は、「追納していなくても、免除申請は行っているはずである。」としており、追納に関する主張は曖昧である。

さらに、免除申請については、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の免除期間は一致しており、申立期間については申立人及びその夫は共に未納と記録されている上、申立人は、「最初に免除申請を行ったのは主人かもしれない。私も2、3回手続をした記憶がある。」とするのみで免除申請手続についての記憶が曖昧であるところ、申立人の夫は既に他界していることから、申立期間に係る免除手続の状況について不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除又は納付してい

たことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除又は納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年3月まで

平成4年4月からA市に住み専門学校に通っていた。学生であったため、B市にいた母が国民年金保険料を納めてくれていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は学生だったので、母が国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、その母親は、「国民年金保険料を納付したかどうか、全く覚えていない。」としており、申立期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、「国民年金保険料の納付書を、母親に送ったことは無い。」としている上、その母親も「一度も納付書をもらったことは無い。」としていることから、申立期間当時、A市に居住していた申立人の保険料を、B市に居住していたその母親が納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年2月から同年3月まで
私の国民年金については、父から「加入手続を行い、20歳から国民年金保険料を納付した」と聞いているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年10月15日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、厚生年金保険の資格喪失日（同年9月1日）に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、「父から『国民年金の加入手続をして、保険料を納付した。』と聞いている。」としているものの、その父親は、加入手続及び納付について明確な記憶が無いことから、申立期間の加入手続及び納付状況が不明である。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）の昭和57年8月の欄には、「この月まで納付不要」と押印されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで
20歳になった平成元年*月に国民年金に加入し、その後、2年4月に専門学校に入学した。学生は任意加入であったが、両親が年金の趣旨に賛同し、国民年金保険料は母親が納付した。
申立期間の前後の期間は納付済みとされているのに、申立期間だけが未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の加入時期から、申立人は、平成3年4月から6月までの間に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、オンライン記録及び申立人の所持している年金手帳の記載から、元年*月に遡って被保険者資格を取得したことが確認でき、このほか申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、学生の国民年金の加入については、制度改正により平成3年4月からは強制加入とされたところ、同年3月以前である申立期間については任意加入となる期間であり、申立人に加入意思はあったと推察されるものの、制度上、遡って任意加入することはできないことから、上記加入手続時において、申立期間が被保険者期間から除かれたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 21 日から 37 年 4 月 1 日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。退社時に脱退手当金の説明を聞き承知したが、請求した覚えが無い。脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 37 年 4 月 1 日の前後約 2 年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 23 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある 12 名のうち、9 名は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所は、「申立期間当時は、退職者に脱退手当金の制度について説明し、会社において、ある程度記入を済ませた裁定請求書を渡していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 7 か月後の昭和 37 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。